

法人課税信託に係る課税を適正化へ

令和7年度税制改正では納税環境整備の一環で、法人課税信託に係る課税の適正化を図る。信託財産に属する一定の株式の発行法人等が委託者であること等の要件を満たす受益者等の存しない信託(法人課税信託)について、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなっ

法人課税信託に該当しなくなった場合

た場合には、その時に受益者等の株式の取得に係る経済的利益につき、給与所得等として課税することとし、受益者等は、その時の価額によりその株式を取得したものとする予定だ。見直し要件に該当すれば、簿価での引継ぎなどができなくなる。7年4月1日以後に効力が生ずる法人課税信託に適用する。見直し案は自民党税制調査会で示された。

法人課税信託については、②信託内に受託者(信託)が新株予約権を購入後、③信託内で権利行使をして取得した株式を、④受益者等に役員等を指定して、⑤株式を交付することに引き継ぐことにより、より税負担の軽減を図る(受益者等の指定時に課税が行われず、株式の譲渡時まで課税を繰延べ、分離課税を適用する)ことが可能となっている。

これを「見直し案」では、委託者が発行法人、発行法人の役員・従業員・株主、これらの者と特殊の関係の者であること、法人課税信託がその信託財産に属する前記株式の発行法人の役員または従業員の勤続年数等の基準を勘案して発行法人等が定められた受益者等の指定に関する取決めにしたがって、その役員または従業員(役員または従業員であった者も含む)が受益者等となるべき者と指定されるものであることの一の要件に該当する法人課税信託の信託財産に属す

る株式(譲渡制限解除受益者等は、その時の価額に課税される特定譲渡制限付株式等を除く)について、受益者等が指定されて法人課税信託に該当しなくなったときに、受益者等のその株式の取得に係る経済的利益について、給与所得等として課税(発行法人が源泉徴収)を行うこととし、その

株式取得の経済的利益に給与所得課税

図1 現行の課税の仕組み等

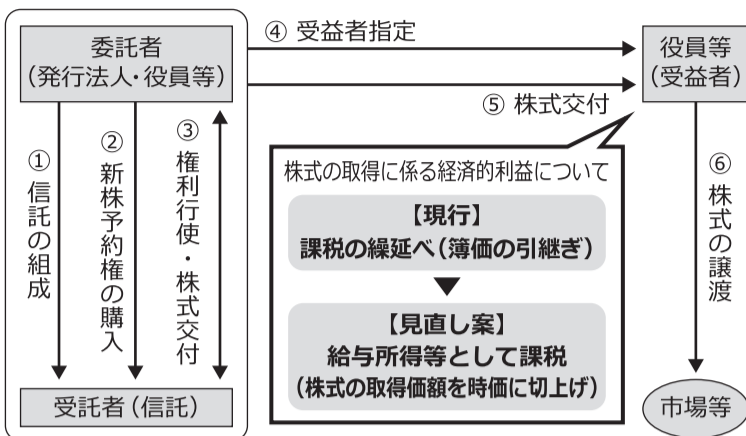
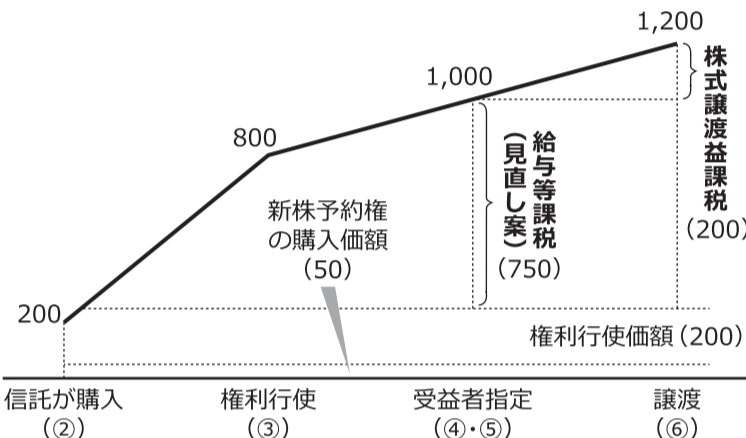


図2 見直し案と株価のイメージ図



この規定を適用し、①新株予約権の発行法人の役員等が法人課税信託に金銭を信託

治がうまく機能していくというものである。★税制についても、今まさに議論が続いているわけが、これが民主主義というものなのだろうか。良い税制を構築するには、多くの人の意見を聞く必要があるが、すべての人が納得する税制を構築するのは難しいことだ。

地震半島能登
申告期限等の延長措置を終了
石川県七尾市と羽咋郡志賀町

国税庁は、令和6年1月30日までの間に当能登半島地震の発生に伴う石川県七尾市及び羽咋郡志賀町に係る国税の申告・納付等の期限を7年1月31日とする。9日に告示した。ただし、地震の影響により期日まで

に申告・納付できない場合には、所轄税務署長に申請して承認を受けることにより、引き続き期限延長措置を受けることが可能だ。この手続きは、申告等と同時に申請することも可能で、同庁は、状況が落ち着いてから最寄り税務署に相談するよう呼び掛けている。

また、申告は可能であっても、地震で財産に相当な損失を受けた人や、国税を一時的に納付することが困難な人は、所轄税務署長に申請することにより、原則として1年以内の範囲で納税の猶予を受けることができる。

7年版源泉徴収のあらましなど公表
国税庁

国税庁は6日、「令和7年版源泉徴収のあらまし」と「令和7年版

源泉徴収のあらまし」を公表した。同ほかには、会社や商店などで通常行う源泉徴収事務の概要を説明したものと、源泉徴収の仕組みやその内容を十分理解していただくために作成しているものとなっており、源泉所得税関係における統括国税調査官(相模原税務署特別国税調査官八人)

財務省・国税庁異動
兼倉税務署長(東京国税局調査第一部長) 吉松 幸一
東京国税局調査第一部長 統括国税調査官(東京国税局調査第四部長) 藤淵 一久

信頼いただける財協の税務関係図書

石井敏彦・鬼塚太美・杉尾充茂・橋本隆・吉本覚 共編
令和7年3月31日発行 **所得税確定申告の手引** ▼B5判・1510頁・税込2530円(税込)

鈴木憲太郎・増尾裕之 共編
令和7年3月31日発行 **医療費控除と住宅借入金等申告用特別控除の手引** ▼A5判・1040頁・定価3740円(税込)

廣瀬公一 編
令和6年6月発行 **所得税** ▼B5判・710頁・定価3630円(税込)

仲北篤 編
令和6年6月発行 **所得税の解説** ▼B5判・840頁・定価4510円(税込)

松岡章夫・秋山友宏・山下章夫・笹原真司 共著
令和6年12月改訂 **所得税・個人住民税ガイドブック** ▼A5判・530頁・定価2420円(税込)

森高厚胤・清水郎・柳合憲司・大場智 共著
令和6年12月改訂 **法人税・法人事業税ガイドブック** ▼A5判・560頁・定価2420円(税込)

小田満 著
令和6年12月改訂 **金融商品所得の要約解説** ▼A5判・450頁・定価2970円(税込)

小田満 著
令和6年12月改訂 **金融商品所得の要約解説** ▼A5判・250頁・定価2420円(税込)

二訂版 **国境を越える個人所得課税の要約解説** ▼A5判・250頁・定価2090円(税込)

布施麻記子・永井強 共著 ▼A5判・180頁・定価1650円(税込)

令和6年版 **上場株式・公社債・投資信託と確定申告** ▼A5判・250頁・定価2090円(税込)

野川悟志・松岡慶一・佐々木徹・日隈久美子・星野誠 共著
令和6年版 **上場株式・公社債・投資信託と確定申告** ▼A5判・250頁・定価2090円(税込)

知っておきたい中小企業の税務・法務・労務・許認可
中小企業が直面する税務・法務・労務・許認可のテーマ50選を問答形式で解説。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい
TEL:03-3829-4141 FAX:03-3829-4001
E-MAIL:info@zaikei.or.jp
一次のアドレス: https://www.zaikei.or.jp

外国税額控除に関する明細書で様式誤り

分配時調整外国税相当額 最大3000件程度が追加納付 控除の適用がある場合

国税庁は6日、「外国税額控除に関する明細書」の様式誤り等について公表した。外国の個別株式や投資信託を保有している、分配時調整外国税相当額控除の適用を受ける人が、令和2年分から5年分の所得税確定申告において、同明細書に沿って外国税額控除の金額を計算すると、外国税額控除の金額が過大に算出される場合があることが判明。また、同庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」においても、同様の誤りがある明細書が作成されるプログラムとなっていた。

同庁は同日に、同庁HPに正しい「外国税額控除に関する明細書」を公開することと「外国税額控除の計算方法や手続き」についての説明書」を掲載したほか、納税者が自身で申告内容の是正の要否を判断するための「外国税額控除検用ツール」を公開。また、1月6日にプロ

同庁は同日に、同庁HPに正しい「外国税額控除に関する明細書」を公開することと「外国税額控除の計算方法や手続き」についての説明書」を掲載したほか、納税者が自身で申告内容の是正の要否を判断するための「外国税額控除検用ツール」を公開。また、1月6日にプロ

度には、平成30年税制改正により創設され、令和2年1月1日以降に支払われる分配金から適用されている。誤りは、今年10月に判明し、6年分の所得税の定額減税が実施されることに伴い、同明細書の改訂作業を進めていたところ、分配時調整外国税相当額控除の適用が始まる2年分の明細書改訂時に、同控除を反映した適切な様式改訂が行われず、誤った計算が行われる様式となっていたことが分かったという。

具体的には、分配時調整外国税相当額控除の適用者の外国税額控除の基礎となる所得税等額を控除した後の金額が分かったという。同庁は、是正が必要と見込まれる納税者に、申告誤りの修正と不足分の税額の納付をお願いし、順次、修正の内容が記載された修正申告書案を郵送し、納税者は申告書に署名し返送する。なお、過少申告加算税と延滞税は賦課されない。今回の見直しのお願

同庁は、是正が必要と見込まれる納税者に、申告誤りの修正と不足分の税額の納付をお願いし、順次、修正の内容が記載された修正申告書案を郵送し、納税者は申告書に署名し返送する。なお、過少申告加算税と延滞税は賦課されない。今回の見直しのお願



「伝統的酒造り」ユネスコ登録記念セレモニー開催

日本酒造組合中央会など 兵庫県の伊丹ミュージアムで

「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産登録を記念したセレモニーが8日、兵庫県伊丹市の市立伊丹ミュージアムで行われた。日本酒造組合中央会、日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会、日本酒造杜氏組合連合会が主催し、行政や酒類業関係者ら約80人が出席するなか、鏡開きなどが行われ、同登録を祝った=写真。

主催者を代表して、同中央会の大倉治彦会長が、「日本酒、本格焼酎、泡盛、本みりんといった、こうじ菌を使いました伝統的酒造りが登録されたことをうれしく思います。数百年間にわたってコツコツとこうじを使ったお酒を作り続けてきた一般の職人の方々の努力のたまものであります」とあいさつ。さらに、酒を造る作業時間の目安として歌われた「酒造り唄」も披露され、会場を盛り上げたほか、トークセッションでは、「伝統的酒造りの価値と継承」をテーマに業界を取り巻く現状や課題を議論した。

この「分配時調整外国税相当額の控除制」に当たり、税務署が該当者に電話で問合せをする際には、提出された申告書等を基に、その内容を本人に確認することを原則としている。同庁は、税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思った場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で、いったん電話を切

大阪府泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。

来月末に最高裁で口頭弁論

泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。泉佐野市が総務相から、いわゆるふるさと納税で交付税減額額を削減し求める。



内閣総理大臣賞の賞状を伝達

中学生の税の作文 名古屋市の加藤さんに

「江端長祐署長」と千種名東納税貯蓄組合連合会（石田敏夫会長）はこのほど、名古屋市立高針台中学校3年の加藤美奈さんへ「中学生の税について」の作文」の内閣総理大臣賞を伝達した。当日は、湯下敦史名古屋国税局長から賞状の伝達があり、写真、東海納税貯蓄組合連合会の宇佐美三郎会長から副賞、千種名東納税貯蓄組合連合会の石田会長から記念品が手渡された。加藤さんは、「正しいごみ分別をしないとごみ処理費用（税金）が多額になることを知り、『税を無駄にしないように』という視点で書きました」と話して受賞の喜びを語った。

事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

HSK

ホクト商事株式会社

本社 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号
TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777

中部事業部 〒455-0032 名古屋市港区入船1丁目3番15号
TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255

関西事業部 〒563-0035 大阪府池田市豊島南一丁目15番19号
TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417

関東事業部 〒177-0041 東京都練馬区石神井町八丁目53番28号
TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071

北陸事業部 〒925-0125 石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地
TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011

九州事業部 〒818-0101 福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号
TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

横浜事業部 〒253-0105 神奈川県高座郡寒川町岡田三丁目4番2号
TEL.0467-73-7504(代) FAX.0467-73-7564

北国津軽が育んだ、手造りのお酒

豊盃醸造元 三浦酒造株式会社

〒036-8316 青森県弘前市石渡五丁目1-1
TEL.0172-32-1577 FAX.0172-32-1581

●お酒は20歳になってから、おいしく適量を。●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。

続 傍流の止論 羊 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

23

所得税法36条は、個人が無利息融資を受けた場合には、利息相当額の経済的な利益を享受したということに課税の対象としている。他方、法人税法22条は、法人が無利息融資をした場合には、利息相当額の収益が実現したということに課税の対象としているが、無利息融資を受けた場合には収益を認識しないことになっている。そのため、かつて、国税庁や国税局の幹部が監修していた解説書には、会社の経営者が当該会社に対して無利息融資をしても特段課税は生じない旨説明されていた。

ところが、このような解説をよりどころにしてか、某会社の経営者が、当該会社の株式の公開を契機に、自己が管理する資産管理会社に対して、3455億円余の無利息融資をして、当該公開株式を3450億円取得させた。これにより、当該経営者は、当時の財産評価基本通達の取扱いにより、当該公開株式の相続税評価額を100分の1くらいに圧縮できるものと見込まれた。もっとも、その後のこの通達の改正により、当該節税策は水泡に帰することになった。

それに加え、「泣き面に蜂」の如く、当該経営者は、当該無利息融資に対して同族会社等の行為計算の否認規定が適用され、3年分の所得税につき、約500億円の受取利息を認定する課税処分を受けることになった。そのため、当該経営者は、前述の当局側の解説書を盾に、当該課税処分の信義則違反等を理由にその取消しを求めて法廷で争った。

一審の東京地裁平成9年4月25日判決は、本件のような巨額な無利息融資は結果的に当該経営者の所得税の負担を不当に減少させる旨判示して同族会社等の行為計算否認規定による課税処分の適法性を認め、かつ、前述の国税当局の解説書は信義則適用上の公的見解の表示に当たらない旨判示した。

他方、控訴審の東京高裁平成11年5月31日判

無利息融資

決は、同族会社等の行為計算の否認規定の適用を認め、信義則の適用を否定したものの、国税当局が関与している解説書の内容を納税者が信用するのはやむを得ない事情があるとして、過少申告加算税の賦課決定処分に係る「正当な理由」を認め当該賦課決定処分を取り消した。かくして、上告審の最高裁平成16年7月20日判決は、同族会社の行為計算の否認規定を適用した課税処分の適法性を認めるとともに、過少申告加算税の賦課決定の適法性をも認めて、当該事件を決定させた。

このような事件については、所得税法36条、157条及び法人税法22条並びに国税通則法65条の解釈に影響を及ぼすことになったが、実務上もいくつかの問題を提起している。

一つは、この事件を契機に、国税庁は、担当者による書物を通して解説に当たって消極的になり、解説に当たっては、一切肩書きを付けず、かつ、文末には、「意見にわたる部分は私見である」を付加するように指示しているようである。

二つは、同族会社の経営者が、当該同族会社に対して、経営の立て直し等を目的に資金を融資することはよくあることである。この場合、当該同族会社の経営が順調でない限り（順調であれば融資も必要ないが）、無利息で行われるのが通常である。この場合、どのくらいの無利息融資であれば同族会社等の行為計算の否認を受けられないのか？ という質問はよく聞かれるようになった。

確かに、前述の事件のように、3450億円という巨額であれば否認されるかもしれないが、「億単位にならなければ問題にはならないであろう」と答えることになった。もっとも、現在と前述の事件の頃の市場金利は、一桁違っただけであるから、現在では、億単位の無利息融資があったらといって、直ちに行為計算の否認規定が発動されることも考えられない。

【事例】 広告宣伝費の繰上げ計上

調査対象法人は、スポーツウェアを中心に衣類全般を販売するアパレル業を営む法人です。調査対象期において、スポーツブランド商品の事業拡大を図る一環として、プロゴルファーとスポンサー専属契約を締結し、ゴルフウェア等を供給することとしていました。

新規事業であることから、調査重点項目として概況を聴取するとともに、関係書類を確認したところ、ゴルフシーズン開幕前に、1年分のゴルフウェアを一括して、スポーツブランドメーカーである仕入先からプロゴルファーに直接納入させ、決算期末である3月末に、広告宣伝費として総額が計上されていました。

A調査官はスポーツ観戦が好きで、最近、ゴルフにも興味を持ち、プロゴルファーの大会にも観戦に出かけていました。そんなA調査官には、「スポンサー契約したプロゴルファーに、いきなり、シーズン中のウェアをすべて渡すことはないのではないか？」「全国を転戦して移動するツアープロには、その都度、ウェア等を提供するのが普通ではないだろうか？」

健康診断

11

若手調査官が広告宣伝費の繰上げ計上を把握

アパレル業の調査事例

法人税調査の基礎知識

税理士 石本 力

第11回目は、調査事例（アパレル業）です。

今回で、調査事例の最終回となりましたので、若手調査官の奮闘ぶりをドラマチックにお届けしたいと思います。

A調査官は、調査部に配属されて3年目を迎え、大法人の調査にも少し慣れてきました。

思えば、1年目はコロナ禍でほとんど調査に出かけることもなく、内部事務をこなす日々でした。

2年目からは、本格的に調査担当者として事案を任されるようになりましたが、大法人の規模感にやや圧倒されていました。3年目を迎え、上司から「何にでも興味を持ってチャレンジするように」と言われ、今まさに調査に燃えています。そんな若きA調査官が活躍した事例を見ていきましょう。

「天候やコンディションによってもコーディネートを変える必要があるし、使用しているうちに改良点が出てくる場合もあるはず」と、次々に疑問が押し寄せてきました。

さらに、広告宣伝費の計上内容を確認すると、シーズン開幕前のトレーニング用にも、同様にウェアが提供されており、別に広告宣伝費として計上されていることが判明しました。

そこで、調査法人の担当者に、提供したゴルフウェア等の納入状況を確認したところ、「メーカー直納なので、はっきりとは分からない」などの曖昧な回答が多く、要領を得ない状況でした。

こうなると、仕入先であるメーカーに確認するしかありません。直ちに、反面調査に向かうことにしました。迅速な対応が功を奏して、仕入先は、調査法人から依頼されて、ツアー開幕前の未納品であるウェア等についても、納品書・請求書を作成して、代金を請求した旨を認めました。


想定が的中した達成感を胸に、帰局を急ぐA調査官でした。

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売

テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121（代表）



地域に拓き、貢献する
優良企業

精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678

精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143(代) FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168(代) FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141(代) FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985(代) FAX 0256(52)3012

裁決事例集

220

裁決のポイント

帳簿等に真実の仕入先の氏名等が記載されていないので仕入税額控除は適用できず、請求人が行った各取引も請求人の主張する委託販売契約ではなく、売買契約に基づくものであるとした事例。

原処分庁が請求人の帳簿等に、金製の商品の各取引について真実の仕入先の氏名等が記載されていないことから、消費税の仕入税額控除を適用することができないとして原処分を行った。これに対し、請求人が各取引は売買取引ではなく委託販売契約に基づく取引であるとともに、帳簿等には真実の仕入先の氏名等が記載されているなどとして処分の取消しを求めた。また、国税不服審判所は請求人が各取引先との間で各商品の売買の合意があったと認められるものの、各商品の販売を各取引先から受託し、委託に基づいて販売するとの合意があったとは認められないなどとして、処分を適法だとする判断を下した(令和5年9月5日付、非公開裁決)。

事案の概要

請求人は貴金属、宝石、真珠およびこれらの製品、装身具の輸出入販売等を目的とする法人。

請求人は令和元年5月28日、適用開始日を元年7月1日として、課税期間を三月ごとの期間に短縮することを届け出る「消費税課税期特例選択届出書」を原処分庁に提出した(元年10月1日から元年12月31日までおよび2年1月1日から2年3月31日までの各課税期間を合わせて本件課税期間という)。

請求人は本件各課税期間に、請求人の

編集部編

帳簿等に記載の氏名は各取引に係る真実の取引先のものとは認められず

もとへ商品を持ち込んだとされている者(各取引先)との間で各取引を行った。そして、請求人は各取引先が各商品を請求人に持ち込んだ際にその場で、各取引先に「買取申込書」と題する書面にある確認事項欄およびお客様情報欄を記入させ、それを請求人に提出させるなどしていた。

請求人は各商品を特定の本件売上先に売却しており、その売却の際、本件売上先から請求人を名宛人として、取引日(売却日)ごとに作成された「計算書お客様控」と題する書面(各売上計算書)とともに各商品の売却代金を現金で受領していた。

請求人は本件売上先から受領した各売上計算書をもとに、各取引先ごとに買取計算書と題する書面を2部作成し、その一部を各取引先に交付し、請求人が支払う金額の確認を受けた上で、各取引先に現金で支払い、残りの一部に各取引先から現金を受領した旨の署名を受け、請求人が保存していた。

請求人は各課税期間の消費税等について、各取引高を本件各課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額に含めて控除対象仕入税額を計算し、消費税等の各確定申告書を法定申告期限までに提出した。原処分庁は本件各課税期間の消費税等について、4年1月31日で各更正処分および過少申告加算税の各賦課決定処分をした。

争点は、本件の各取引は委託販売契約または売買契約のいずれの契約に基づく取引に該当するか。また、各取引は仕入税額控除が適用されるか否か。

審判所の判断

請求人は各取引は売買契約に基づく取引ではなく、各取引の取引先から委託され、請求人名義で売上先に販売した委託販売契約に基づく取引であって、消費税法基本通達10-1-12(委託販売等)に係る手数料に定める方法に基づき、各取引に係る商品の販売に伴い收受した金額を課税資産の譲渡等の対価の額とし、各

取引先に支払った金額を課税仕入れに係る支払対価の額として経理処理をしたものである。同通達が定める委託販売に係る経理処理の方法のいずれを採用したとしても消費税額は同額となるべきであるから、課税売上高はそのまま課税仕入れのみを是正する原処分は誤りであり、消費税法30条(仕入れに係る消費税額の控除)7項の規定が適用される消費税額に係る課税仕入れの税抜金額相当額が、課税資産の譲渡等の対価の額から減額されるべきである旨も主張する。

しかし、請求人と各取引先との間で作成された書面の記載内容からすれば、各取引に当たり、請求人と各取引先との間に委託販売契約の合意があったとは認められず、各取引は請求人と各取引先との間の売買契約に基づく取引と認められるから、課税資産の譲渡等の対価の額を減すべき理由は無い。

また、請求人は各取引について、請求人の帳簿および請求書等に記載した氏名は真実の取引先のものであって、仮に本件帳簿氏名が真実の取引先のものでないとしても、請求人は各取引の相手先が提示した本人確認資料を真実のものであるとの認識の下、適正に本人確認等を行った上で各取引をしたものであるから、本件帳簿氏名が真実の取引先のものでないべき相当の理由があり、各取引に係る消費税額に、消費税法30条(仕入れに係る消費税額の控除)1項の規定による控除(仕入税額控除)が適用される旨を主張している。

しかし、本件帳簿氏名の者が各取引の日に日本国内に滞在していないこと等からすれば、本件帳簿氏名は各取引に係る真実の取引先のものとは認められない。

加えて、請求人が各取引に際して取引相手の真実性等につき積極的かつ厳格な確認を行わなかったこと等からすれば、請求人には本件帳簿氏名が真実の取引先のものに信すべき相当の理由があったとは認められないことから、各取引に係る消費税額について仕入税額控除は適用されない。

注目の二冊

譲渡所得の実務と申告
(令和7年版)

仲北 篤 編

土地建物等の譲渡所得を中心に譲渡所得の計算方法や課税の特例、申告の仕方等について、最新の法令・通達(令和6年12月現在)によって解説。

納税者の方々が自分で確定申告ができるように申告書記載例を多数収録し、公共事業に伴う収用等の際の事前協議の方法も詳解。

具体的には、配偶者居住権・配偶者敷地利用権に係る建物・土地等についての取得費や、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例控除、被相続人の居住用財産の譲渡所得の特例控除、居住用財産を譲渡した場合の特例、株式譲渡益課税制度、公益法人等に財産を寄附した場合の承認手続、公共事業の事前協議の仕方などについて解説。

「譲渡所得の範囲」から、「国外転出時課税制度」まで全14章で構成。確定申告書・明細書の記載例を数多く収録し、「遺産の取得のために要した弁護士費用」など具体例に即した質疑応答を69問掲載。

譲渡所得に関わる者に欠かせない一冊。
B5判、832ページ。定価4510円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。



躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)
東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

川通り餅

ひろしま銘菓

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町1丁目21-13
TEL. 082-261-1414(代)
●店舗/広島市東区
TEL. 082-261-1414(代)

ふるさと納税

ユニークな用途を探る

編集部編 11

PART3



ふるさと納税の仕組みを活用して、母校など応援したい公立高校等を指定して寄附することができる制度が全国の自治体に広がっている。

大阪府は今年4月から「大阪府母校応援ふるさと納税制度」として寄附の受付を開始した。府内の公立・私立高校等が対象となっており、母校に限らず、希望する高校等を直接支援することができる。ふるさと納税を活用することになるが、返礼品はない。ふるさと納税は、寄附金のうち2000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除されるため、例えば、私立の学校法人への寄附における所得控除と比べると、控除額が優遇されることになる。

同制度の申込みは、大阪府のウェブサイト「大阪教育ゆめ基金」からオンラインで行うことができる。応援したい高校等を選択し、クレジット払いや振込みで寄附する。なお、郵送やファクシミリでの申込みも可能となっている。対象となる高校等は令和6年4月4日時点で、府立高校が151校、府立支援学校等が50校、府立図書館・博物館等が9施設、私立高校、専修学校（高等課程）、

応援したい公立高校等に寄附

母校に限らず希望の学校を選択可

各種学校が79校となっている。私立高校は府内95校中の63校が参加している。同サイトでは、各高校等の紹介などを閲覧することもできる。

寄附の受付は4月4日から始まっており、高校等による寄附金の活用は来年の4月以降となっている。寄附金は、教育環境の整備を図る事業、特色・魅力ある教育の実践を図る事業、スポーツ・文化活動の充実を図る事業に活用することができる。ふるさと納税を活用するため、寄附金は大阪府がいったん収受して、補助金という形で高校等に渡される。なお、寄附額の3%は大阪府の事務手数料となっており、それを除いた全額が高校等に渡されるとしている。

同制度で寄附する場合のメリットとしては、例えば、年収500万円で所得税率が10%となる個人が、私立の学校法人に5万円を直接寄附すると、所得控除による控除額は4800円となるが、同制度で同様に寄附すると、ふるさと納税による控除額は4万8000円となり、より優遇された控除を受けることができる。

このようなふるさと納税を活用して公立高校等を応援する制度は、福井県、富山県、鹿児島県などでも実施されている。福井県では、県内の高校等を指定して寄附ができる「ふるさと母校応援寄附」をすでに実施しており、それらの5年度の寄附額は666万円となっている。寄附金の使い道としては、自習室の整備や講演設備の充実、部活動の備品購入、学生の短期海外研修など、学校ごとに必要な事業に活用されている。

税の書物を



23

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

税法は、行政法の一部であった。いまでも一部であることは変わらない。租税手続法といわれる、税務調査の規定や、納税者が課税を争う行政不服申立てと税務訴訟などの争訟法の規定があるからだ。

これらは行政法の一部だが、税法の専門性が高度に発展しているため、税法研究からのアプローチが多い現状がある。そのようななかで今年5月に、行政法と税法の接点を争点とした最高裁判決が下された。青色申告の承認を取り消す処分について、事前に告知や聴聞の機会を与

租税法への提言・挑戦

阿部泰隆 著

信山社

本書をひも解けば、きっと思考の起爆剤に

600頁に及ぶ本書の著者である阿部泰隆の名前を聞いたことがない法曹三者はいないだろう。ビッグネームが、なぜ研究領域としては異分野である税法に挑戦したのか。「租税法は、もともと行政法のいわば子会社であったが、今では、親会社を超える大会社に成長したと喩える著者は、税法を「法解釈学の宝庫」と評し、「租税法を中

心に研究すればよかった」とすら述べた憲法31条に違反しないかが争われ、合憲と判断された。行政法学者である宇賀克也裁判官が、反対意見を述べ注目が集まっている。本書は、行政法学者が「租税法への提言」に挑んだ研究書である点に特色がある。執筆を重ねた税法論文を整理し、2023年に刊行された。本書は、行政法学者が「租税法への提言」に挑んだ研究書である点に特色がある。執筆を重ねた税法論文を整理し、2023年に刊行された。得る3つの論文だろう。重要とは、税法学では煮詰まっているようにもみえる重要問題を、行政法学の観点から自由自在にあるべき方向に導く解釈論が展開されているからだ。具体的には、①「租税法の解釈―最高裁判例の分析と私見(文理解釈・趣旨解釈から予見可能性重視へ) (序章)」、②「官民対等への租税行政法改革―租税訴訟における実効的

3x3 grid with numbers and letters A, B, C.

応募方法
正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。
quiz@zaikyo.or.jp
当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。
<締め切り> 12月22日(日)
前回の答え 1兆806億円

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3x3の9マスには1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1~9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度の航空機燃料税の課税額になります。

答え = [A] [B] [C] 億円

予想難易度: 7

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介
高松市福田町13番地3
TEL (087)821-3913

松山 道後



水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

横浜の久米税理士が租税史料を寄贈

横浜中署 台湾、朝鮮等旧外地の発行史料など800点超

横浜中税務署(森本 健夫署長)はこのほど、横浜市久米幹男税理士から、この1年間に収集した租税史料約804点の寄贈を受けた。旧外地で発行された外地統治機関の史料(昭和18年から20年刊)は、第2次世界大戦末期の輸送状況・終戦前後の混乱等を原因として、日本内地に輸送することができず、また戦後の長い時の流れにより、現地でも消滅しているものも多く、入手が難しい。寄贈史料には、南朝鮮過渡政府発行の朝鮮総督府の図書や、東北行営(終戦直後に全満洲の接收を目的とする満洲進出のための国民政府軍事委員会委員長蔣介石直属の機関)のスタンプ印刷物などがあり、これらは戦前の外地税制と、その税務行政を支えていた人々の様子を窺うことができる。また、東京府最初の租税「家税」(明治3年)についての貴重な史料も寄贈。これは、



廃藩置県(明治4年)の龍ヶ崎藩(大網藩)の税務執行上の書類で、徳川幕府瓦解直後の都市政策の一端を知ることができるとしている。そのほか、税務署の絵葉書、地券、納税袋、税のポスター・看板、酒類製造免許鑑札なども寄贈した。

森本署長は、「租税の歴史が刻まれた貴重な史料を数多く寄贈していただき大変感謝している」と感謝の言葉を述べた。

ウォークラリー税金クイズを開催

佐賀市佐賀区(佐賀市)の佐賀市SAGAアリーナで「ウォークラリー税金クイズ」を開催し、100人を超える子どもや家族連れが参加した。

市民らに税への関心と知識を深めてもらうと企画したもので、当日は、同アリーナ周辺に設置されたチェックポイントを巡りながら税金クイズに挑戦し、「日本では税金はいつの時代からあるの?」「三択形式の問題に家族や友達と楽しみながら取り組んでいた」など、文房具やティッシュペーパーなどが配られたほか、抽選でプロバスケットボールチーム「佐賀ブルーネーズ」の選手のサイン入りグッズが贈られた。

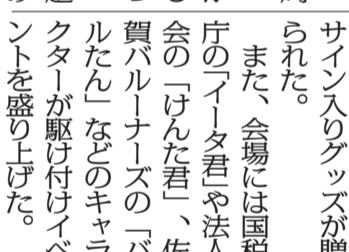
また、会場には国税庁の「イタ君」や法人会の「けんた君」、佐賀ブルーネーズの「バルたん」などのキャラクターが駆け付けイベントを盛り上げた。



地元女子プロレス団体が一日税務署長

東京・足立税務署(佐伯祐治署長)は11月12日、ベルクス足立東和店で、足立区を本拠地として活動する地元密着のプロレス団体「PUREE J 女子プロレス」の選手たちは、スマホで行える便利な税の手続きに

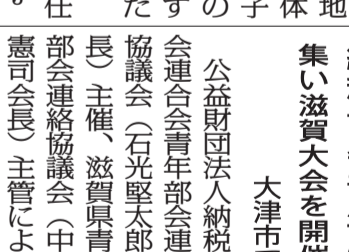
「PUREE J 女子プロレス」の選手たちは、スマホで行える便利な税の手続きに



納税協会青年の集い

公益財団法人納税協会連合会青年部会連絡協議会(石光堅太郎会長)主催、滋賀県青年部会連絡協議会(中村憲司会長)主管による第15回「納税協会青年の集い」滋賀大会が11月27日、大津市民会館で行われた。優秀青年連協

当日は、木村秀美大阪国税局長ら来賓と青年部会員ら多数が出席。各地域での租税教育活動や健康経営の取組状況などについて、10地域の青年部会連絡協議会が独自の取組を発表した。優秀青年連協

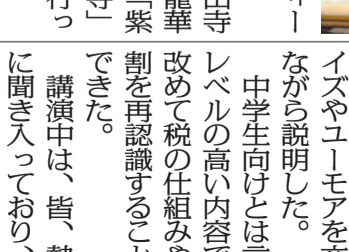


掘合署長が租税教室テーマに講演会

公益社団法人札幌中法会(高橋洋康会長)は11月6日、税を考えた週間行事の一環として、札幌中税務署掘合

「納税協会青年の集い」神戸大会を開催する予定となっている。

掘合署長は「税を考えた週間行事の一環として、札幌中税務署掘合

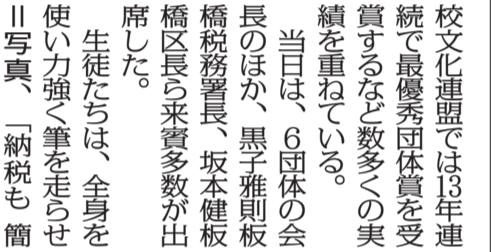


高校生が書道パフォーマンス

東京・板橋税務署管内の納付がテーマの「書道パフォーマンス」を

同日は、6団体の会長のほか、黒子雅則板橋区長ら来賓多数が出席した。

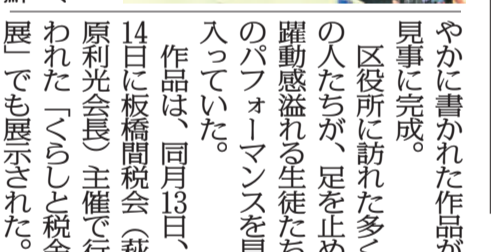
生徒たちは、全身を投入し、「納税も簡単



研修会を開催

長野優法会(塚田裕一会長)は11月20日、長野市内のホテル国際21で第32回研修会を開催した。研修会は二部構成で、第一部は長野税

「これからの社会に向けて」と題して、第一部は信越放送(株)の中澤佳子アナウンサーが「働き方改革を考えた誰かが気持ちよく

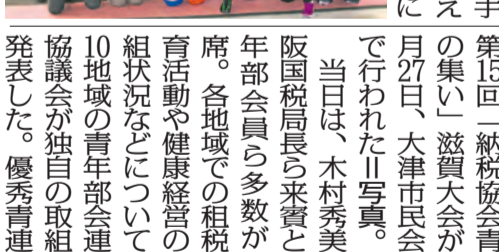


国税庁長官賞を受賞

大牟田法人会

このほど大牟田市内で感謝状の贈呈式が行われた。

租税教育推進校等表彰で、福岡・公益社団法人大牟田法人会(井形善隆会長)が国



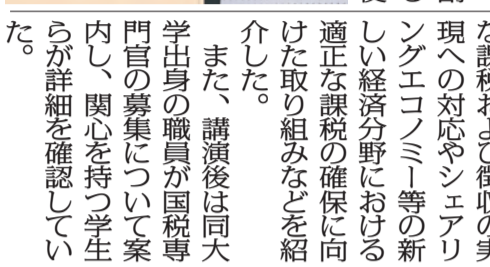
贈呈式では、大石一郎福岡国税局長から井形会長に感謝状と記念品が手渡された。

贈呈式では、大石一郎福岡国税局長から井形会長に感謝状と記念品が手渡された。



福岡局 大石局長が九州大学で講演

福岡国税局の大石一郎局長は11月14日、福岡市西区の九州大学で経済学部2、4年生185人を対象に「税制の現状と課題」と題して講演を行った。II写真。将来を担う大学生に税への理解を深めてもらうと実施した。大石局長は、財政の



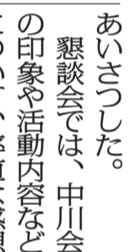
命や国税職員の仕事内容について語った。その中では、適正・公平な課税および徴収の実現への対応やシェアリングエコノミー等の新しい経済分野における適正な課税の確保に向けた取り組みなどを紹介した。

また、講演後は同大

中川署と懇談会

中川署長らが出席

愛知・一般社団法人中川青色申告会女性部(飯尾久美子部長)は11月8日、名古屋市内の飯尾久美子部長(飯尾久美子部長)は11月8日、名古屋市内の



あいさつした。

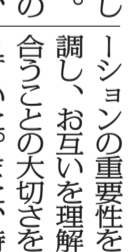
懇談会では、中川会

の印象や活動内容などについて、率直な感想を述べるなど、和やかに交流を深めた。

研修会を開催

長野優法会

長野優法会(塚田裕一会長)は11月20日、長野市内のホテル国際21で第32回研修会を開催した。研修会は二部構成で、第一部は長野税

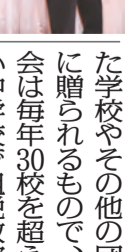


国税庁長官賞を受賞

大牟田法人会

このほど大牟田市内で感謝状の贈呈式が行われた。

租税教育推進校等表彰で、福岡・公益社団法人大牟田法人会(井形善隆会長)が国



また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。

また、講演後は同大

学出身の職員が国税専門官の募集について案内し、関心を持つ学生らが詳細を確認していた。